

婚姻時に氏が変わった方 → 離婚後、基本的に旧姓（婚姻前の氏）に戻ります。
離婚後も、婚姻中の氏をそのまま使いたい場合は、この届出が必要です。
離婚届と同時、もしくは（離婚の日から）3ヶ月以内に届出をしてください。

離婚の際に称して
いた氏を称する届
(戸籍法77条の2の届)

離婚届と同時に
提出する場合

受理 平成 年 月 日 第 号		発送 平成 年 月 日 第 号		長 印	
送 付 平成 年 月 日 第 号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住 民 票	通 知

(1) 離婚の際に
称していた氏を
称する人の氏名

(2) 住 所
(住民登録をして
いるところ)

(3) 本 籍

(4) (よみかた)
氏

(5) 離婚年月日

(6) 離婚の際に
称していた氏を
称した後の本籍

(7) そ
の
他

(8) 届 出 人
署 名 押 印
(変更前の氏名)

(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名)
こ う の さ ち こ
氏 名 昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生
甲 野 幸 子

群馬県伊勢崎市境下武士262 番地 1 号
(よみかた) こ う の さ ち こ
世帯主
の氏名 甲 野 幸 子

(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 番地 番
群馬県伊勢崎市田部井町三丁目2091
筆頭者
の氏名 甲 野 一 郎

変更前 (現在称している氏) 変更後 (離婚の際称していた氏)
こ う の
甲 野 甲 野

平成 24 年 〇 月 × 日 ← 離婚した日付

((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 番地 番
群馬県前橋市上泉町106 1
筆頭者
の氏名 甲 野 幸 子

新しい本籍を記入してください
(以前の本人籍と同じ地番でも、別の地番でも可)
本人が自署してください。
忘れずに記入をお願いします
甲 野 幸 子

届 出 人
署 名 押 印
(変更前の氏名) 甲 野 幸 子 (甲 野) 印

(離婚届と同時に届出する場合)
同じ氏を書いてください

本 届 書 中
字訂正
字加入
字削除
印削除

届 出 印 (甲 野)

住所を定めた月日
昭和 平成 年 月 日

連絡先 電話 090-〇〇〇〇-×××× 番
自宅・勤務先・呼出 方

離婚届を提出後、
後日、この届出を提出する場合

届出出来る期間は、離婚届提出後、3ヶ月以内です。
ただし、書き方がこの記載例とは多少異なりますので、
詳しくは戸籍係窓口でお聞きください。